

牛久市教育委員会 4月定例会会議録

1. 日 時 平成31年4月15日(月)午後1時30分
2. 場 所 市役所分庁舎 第1会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子
4. 委員以外の出席者
 

	教育部長	川井 聡
	次長兼教育企画課長	吉田 茂男
	次長	飯野 喜行
	学校教育課 課長	川真田 英行
	学校教育課 学校建設対策監	佐藤 孝司
	指導課 課長	豊嶋 正臣
	文化芸術課 課長	手賀 幸雄
	生涯学習課 課長	中野 祐則
	スポーツ推進課 課長	齋藤 勇
	中央図書館 館長	関 達彦
	教育企画課 課長補佐	山口 功
	学校教育課 課長補佐	戸塚 美幸
	指導課 課長補佐	山口 明
	生涯学習課 課長補佐	山越 義弘
	文化芸術課 課長補佐	大野 恵子
	スポーツ推進課 課長補佐	塚本 浩
	スポーツ推進課 課長補佐	津脇 正晴
	国体推進課 課長補佐	高橋 頼輝
5. 欠席者
 

	委員	後藤 雅宣
	国体推進課 課長	横田 武史
	学校教育課 課長補佐	高野 裕行
	学校教育課 課長補佐	森田 明
6. 会議録署名人 芦田 亜里香
7. 議事事項
 

議案第26号	奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の制定について	
議案第27号	牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則について	
報告第12号	専決第4号 牛久市教育支援委員会への諮問について	
報告第13号	専決第5号 牛久市教育支援委員会答申について	
報告第14号	専決第6号 学校運営協議会委員の変更について	
報告第15号	牛久市長等政治倫理条例について	
報告第16号	牛久市政治倫理調査委員会条例について	

- 8. 各課報告
- 9. 質 疑
- 10. その他

次長兼教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>こんにちは。</p> <p>4月スタートして教育振興基本計画もできて、その教育振興基本計画にのっとして教育委員会の活動も進めていくと考えています。先日、委員の皆さんと共に総合教育会議がおこなわれ、市長さんが作られた教育大綱にのっとり、教育振興基本計画ができ、教育委員会の事務を進めて行きます。</p> <p>それから、ヘルメットの配布ですが、小1は4月のスタートから配付されました。2年生からはいつ配付になるかという、「5月の末ぐらいを目指しています」の声あり）よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 芦田亜里香委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第26号「奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の制定について」、事務局よりお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第26号は、奥野小学校及び牛久第二中学校の統合による義務教育学校化検討会議設置訓令の制定につきまして、教育委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>奥野キャンパスの取り組みにつきましては、小規模特認校制度の運用と特色ある教育活動の実践によりまして、平成31年度には70名を超える児童生徒が学区外より通学し、一定の成果をおさめているものと認識しております。今後、この取り組みをさらに推進するため、奥野小学校と牛久第二中学校の統合による義務教育学校化を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>そこで本議案は、教育委員会の次長及び教育委員会内の関係各課の長と当該学校の学校長を構成メンバーとした庁内の検討組織の設置を図ろうとするものです。この検討会議では、義務教育学校化へ向けての各セッションにおける活動の情報の共有化を図りながら、的確な工程管理のもと義務教育学校化の推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、第6条第3項の規定にあるとおり、会議の内容や義務教育学校化への</p>

<p>教育長</p>	<p>活動内容等につきましては、随時教育委員会の会議の場で報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。</p> <p>確認なのですが、どういうときにその訓令をつくって進めていくのでしょうか。ひたち野中の準備会などは訓令でやるか準備会でやるかという違いがあったら教えてください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>あくまで内規的な考えで、きちんとある程度示したい場合はつくるのかなど。本当の短期間での会議の場合はつくる必要がないのかなどと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ひたち野うしく中学校の場合は作るんですね。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>つくりました。（「あれは要綱」の声あり）あれ要綱ですか、失礼しました。要綱です。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>昨年度策定しました、きょうお手元に配付しております教育振興基本計画をつくる際には、やはり教育委員会全体の課にまたがることでありますので、関係課長を委員とした同じような検討会議というものをつくって教育振興基本計画をつくった経緯があります。それからあと、よく組織横断的な各課にまたがるもの場合には、正式には市長部局にはプロジェクト会議をつくるための訓令というのがあって、法的なものがありまして、それに基づいて市長の決裁をもらって横断的なことができるようになっているのですけれども、教育委員会の場合には特別にはないものですから、今までのところ、その都度必要なものをその場合にはつくっているというのが実情だと思います。（「訓令を」の声あり）訓令というか、この要綱だったり訓令だったり、言い方はちょっといろいろかとは思いますが、こういった組織的なものをということ。</p>
<p>教育長</p>	<p>奥野キャンパスもあるし、コミュニティースクールもあるしと、横断的なものが幾つか立ち上がっていると思うんですね。こっちは訓令、こっちは要綱、何か明確な線引きがあれば。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>総務課の法制当局とのもちろん話し合いの中で一個一個、こういうものは要綱だねとか、こういうものは訓令だねということでやらせていただいているのですけれども、申しわけありません。きちんとした定義づけでちょっとご説明ができるほどの私の知識がなくて。効用というか効果としては同じものだと認識しております。</p>
<p>教育長</p>	<p>そのときそのときで使い分けることがあるということですね。</p>

<p>教育部長</p>	<p>多分、訓令以上の場合のものについては全て、いわゆる条例、規則、訓令と告示という、いわゆる法体系の中にくられるものはそこまでで、要綱はさらにその下になるという位置づけだと思います。詳しくは私もよくわからないのですが、例えば新中学校のこの要綱でつくってあるプロジェクトに関しては、全庁的な話になるので、多分教育委員会が所管していない職員まで縛っていることになるので、多分教育委員会の訓令ではくくれない。（「もっと上でということですね、なるほど」の声あり）はい、と思います。</p> <p>一方で、今回の義務教育学校のこの問題は、これは教育委員会だけの話なので訓令で縛るというのは可能だと思うんですけども。だからちょっとその辺が。本来だとプロジェクト、先ほど吉田次長が言ったように、市長部局で決めてあるプロジェクトの訓令、同じものではないにしても、それに準ずる形でつくってあるものという認識はあったんですけども。</p>
<p>教育長</p>	<p>コミュニティースクールは訓令になっているのですか。</p>
<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>コミュニティースクールについては、こういった組織的なものはなしで今まで進めさせていただいて、必要に応じて関係各課が集まって調整をしていたというレベルになります。（「あれは調整レベルね」の声あり）</p>
<p>石井委員</p>	<p>ということは、今回の場合についてはこの委員会の中の同意が必要ということになるわけですね。それで、その上になると、ここでは同意だけではまとまらないから違うところでの、我々にはここについては報告以外の形になるのでしょうか。</p>
<p>教育部長</p>	<p>そうですね。多分その報告先といいますか、それがもう教育委員会を超えている。</p>
<p>石井委員</p>	<p>そうですね。そちらでまとまったものを報告（「になると思います」の声あり）ここはこの委員会の中だから、訓令で同意を求めるという形になるという。</p>
<p>教育部長</p>	<p>行政のほうで言うと、庁議といういわゆる市の決定事項を決めるところで決めることなのか、教育委員会で決めることなのかに分かれるのではないかと。</p> <p>議案第26号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第27号「牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則について」であります。報告第15号「牛久市長等政治倫理条例について」及び報告第16号「牛久市政治倫理調査委員会条例について」に関する内容は、先に報告第15号及び報告第16号を議題とした後、議案第27号の議事に移り</p>

次長兼教育企画課長	<p>たいと思います。</p> <p>それでは、報告第15号「牛久市長等政治倫理条例について」事務局よりお願いします。</p> <p>27号に関連する報告ということで、15号のご説明をさせていただきます。</p> <p>報告第15号は、先の平成31年第1回牛久市議会定例会におきまして可決成立しました牛久市長等の政治倫理条例について報告をさせていただくものです。</p> <p>本件は、市議会政治倫理条例特別委員会における調査研究の結果、旧牛久市政治倫理条例について、市長、副市長及び教育長を対象とするものと、市議会議員を対象とするものをそれぞれ別の条例にすべきとの調査特別委員会での結論を受けまして、市長等に関する事項についての所要の改正を加えた上で、市長等を対象にして新たに制定されたものです。</p> <p>内容としましては、第4条に人権侵害のおそれのある行為の禁止という項目が、これまではなかったんですけれども、そういったもの、ハラスメント行為の禁止や、虚偽の事実や誹謗中傷の発言、情報提供による他人の名誉を棄損する行為の禁止という条文が加えられたほか、幾つかの条文の変更等がございます。</p> <p>また、同じく旧条例の中で牛久市政治倫理調査委員会の条文が入っていたんですが、今回、「市長等」と「議員」と分かれて条例をつくったことによりまして、その部分が、牛久市政治倫理調査委員会の設置に関する項目が別の条例になりました。これはこの後ご報告させていただきます16号になります。</p> <p>なお、今回、教育長がこの条例の対象となりますので、ご報告をさせていただきました。以上でございます。</p>
教育長	<p>次に、報告第16号「牛久市政治倫理調査委員会条例について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>続きまして、吉田より第16号のご報告をさせていただきます。</p> <p>この16号も先の報告第15号同様、31年第1回牛久市議会定例会におきまして可決成立しました条例でございます。</p> <p>本件は、先ほどご説明しましたとおり、旧牛久市政治倫理条例が牛久市長、副市長及び教育長を対象としたものと、市議会議員を対象としたものとの別々の条例になったことを契機としまして、政治倫理確立のために必要な事項の調査その他の処理を行う機関として設置されたものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>続いて、議案第27号「牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則について」事務局よりお願いします。</p>

<p>次長兼教育企画課長</p>	<p>続いて、吉田より議案第27号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案第27号は、牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則について教育委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>本件は、報告第15号及び第16号にて報告させていただきました2つの条例の制定を受けまして、教育長を対象とした内容について条例の施行に必要な事項を教育委員会規則で定めようとするものです。</p> <p>内容につきましては、別添、お手元に参考資料の（議案第27号関連）という一枚紙を送付させていただきました。そちらに牛久市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則の概要ということでちょっとまとめましたので、そちらをもとに説明させていただきます。</p> <p>第2条では、条例の第3条第1項第3号及び第6号に規定する市が関係する団体ということの明示をさせていただいております。また、第3条及び第4条につきましては、兼業等の報告義務の履行に関して、報告書の様式や運用方法について規定したものです。また、第5条は、牛久市長等政治倫理条例第7条に規定された税等納付状況の報告義務の履行に関して、報告書の様式等を規定したのになります。さらに第6条が牛久市政治倫理調査委員会条例第8条に規定されております資産等の資料の内容等について規定したもので、全て条例を運用するための規則という位置づけになります。</p> <p>なお、本規則の施行日は、条例と同様の平成31年4月30日を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第27号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告第12号「専決第4号牛久市教育支援委員会への諮問について」及び報告第13号「専決第5号牛久市教育支援委員会答申について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。本議案につきましては非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開にすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p>

教育長	<p>質問などありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に、報告第14号「専決第6号学校運営協議会委員の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>私からは報告第14号、専決第6号学校運営協議会委員の変更についてご説明いたします。</p> <p>学校運営協議会委員のうち、各学校より選出されております教職員が本年4月1日付で人事異動によりまして変更となりましたので、牛久市教育委員会教育長に対する専決事項の規程によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので報告をいたします。</p> <p>内容につきましては、別紙の3枚でございますので、参照していただきたいと思えます。以上です。</p>
教育長	<p>質問等ありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>(各課連絡)</p>
教育長	<p>何かご質問ありますか。</p> <p>ないようでしたら、以上で4月の定例会を終了いたします。</p> <p>次回は5月20日、月曜日市役所分庁舎第1階会議室午後1時30分で開催となります。よろしくをお願いします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>